三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
峪川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十六年建設省告示第八百十八号で指定した土地の区域、平成二十二年国土交通省告示第二号で指定した同号五に掲げる土地の区域及び平成二十二年国土交通省告示第百三号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
山口県防府市大字上右田
字和田　五五番一　一号
五四番一　六号
五四番三　七号
字三谷　一四三番八　二号
字峪　三一番二〇　三号
三一番四　四号
三一番一五　五号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十二年国土交通省告示第百三号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
山口県防府市大字上右田
字和田　五四番四　一号、二号及び四号
五四番五　三号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
柚木川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
山口県山口市徳地柚木字巣垣三二二番地内
三等三角点野口山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二九七度二二分五九秒　一六二四・六五九メートルの地点　一号
標柱一号から二八一度一五分一〇秒　五〇・〇三七メートルの地点　二号
標柱二号から三一三度五六分三六秒　八九・九六四メートルの地点　三号
標柱三号から二六一度七分四八秒　二九・六五八メートルの地点　四号
標柱四号から二九七度一八分二九秒　一五四・八五六メートルの地点　五号
標柱五号から三三六度五八分二四秒　一一〇・七九四メートルの地点　六号
標柱六号から七二度一〇分一三秒　一五・五三九メートルの地点　七号
標柱七号から一四三度二三分五〇秒　九一・五五七メートルの地点　八号
標柱八号から一一八度九分一一秒　一九六・三八四メートルの地点　九号
標柱九号から一三〇度五七分四二秒　六九・五〇〇メートルの地点　十号
標柱十号から一一六度一分七秒　三五・〇七〇メートルの地点　十一号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
古屋北川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県美祢市於福町上
字日ノ迫　一〇二三番　一号
字古屋　九九〇番四　二号
九九〇番一二　三号から五号まで
字下西寺　一〇一二番　六号
一〇〇九番　七号
一〇〇七番　八号
字水防　四一七八番地先道路敷　九号
四一七八番　十号
四一八二番　十一号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大日比中川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県長門市仙崎
字迫　二四四一番二　一号
二三六番一　二号
二三五番五　三号
二三五番一　四号
二三一番　五号
二四三九番一　六号及び七号
二四三八番四　八号

○国土交通省告示第二百二十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十五年三月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　昭和五十四年建設省告示第八百五十六号で指定した同号一に掲げる土地

二　昭和三十七年建設省告示第二千六百四十九号で指定した土地のうち、次に掲げる土地

愛知県岡崎市下衣文町

字越前田　三五番

○国土交通省告示第二百二十八号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

附則第三項の表一の項及び三のイの項利率欄中「一・二パーセント」を「一・三パーセント」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、独立行政法人都市再生機構がこの告示の施行の日以降に締結する独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○海上保安庁告示第五十九号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月十二日

海上保安庁長官　北村　隆志

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示

次のように改正する。

別表中型回転翼航空機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え一五、〇〇〇kg以下のもの）の項中

「	MH　560	同 」
「	MH　970	同 」
「	MH　970	同 」
「	MH　971	同 」

を削り、

「	JA　9560	」
「	JA　970A	」
「	JA　970A	」
「	JA　971A	」

に改める。

附　則

この告示は平成二十五年三月十三日から施行する。

○環境省告示第二十号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第一項の規定に基づき、阿寒国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十五年三月十二日

環境大臣　石原　伸晃

一　特別保護地区に次の区域を追加する。

北海道足寄郡足寄町内国有林十勝東部森林管理署五五林班の一部

北海道川上郡弟子屈町内国有林根釧西部森林管理署四二八一林班の一部

北海道釧路市阿寒町阿寒湖の一部

二　第一種特別地域から次の区域を削除する。

北海道川上郡弟子屈町内国有林根釧西部森林管理署四二八一林班の一部

北海道釧路市阿寒町阿寒湖の一部